

監査報告書

令和7年5月14日

学校法人 新島学園

理事長 湯浅康毅 様

評議員 会議長 様

学校法人 新島学園

監事 小瀬秀夫 

監事 松村文生 

私たちは、私立学校法及び学校法人新島学園寄附行為並びに内部監査実施要領に基づき、学校法人新島学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を実施いたしましたので、その結果について次の通り報告いたします。

1. 監査の方法

- (1) 学校法人の業務及び理事の業務執行の状況については、常任理事会、理事会、評議員会およびその他の会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、かつ関係書類の閲覧等の監査手続きを実施して、学校法人の業務の妥当性及び理事の業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 財産状況については、帳簿並びに関係書類の閲覧や関係者からの聴取等必要と思われる監査手続きに加え、公認会計士の監査の説明を受ける等により、計算書類の正確性を検討しました。
- (3) 教学については、教学に関する資料や関係会議体の議事録等を閲覧したほか、関係者からの聴取も行い、取組の妥当性を検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務及び理事の業務執行については、関係法令や寄附行為及びその他規程に準拠し正しく取り組まれていることを確認しました。
- (2) 会計処理及び財産状況については、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、及び財産目録は会計帳簿と一致し、適法かつ正確に学校法人の収支状況及び財産状況を示していると認めます。
- (3) 教学については、ガバナンス体制が機能しており、取組の妥当性を確認しました。
- (4) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上